

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

1. 入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

管理栄養士の管理下に適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

2. 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・医師事務作業補助体制加算2（20対1）
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・医療安全対策加算1
- ・感染防止対策加算2
- ・入退院支援加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・認知症ケア加算3
- ・データ提出加算2
- ・療養病棟入院基本料1
- ・地域包括医療病棟入院料
- ・地域包括ケア病棟入院料1
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ・緩和ケア病棟入院料1
- ・看護職員処遇改善評価料
- ・初診料（医科）の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算3並びに再診料（医科）の注19及び外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

3. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携計画策定料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
- ・救急外来医学管理料3
- ・口腔機能実地指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅療養支援病院
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・訪問看護遠隔診療補助料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキング
- ・レーザー機器加算
- ・人工腎臓・導入器加算1
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・保健医療機関の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理標本作製
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・歯科治療時医療管理料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・口腔粘膜処置
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料
- ・歯科技工所ベースアップ支援料
- ・入院ベースアップ評価料